

# 第 6 回子どもデータ連携ガイドライン検討会

## 議事概要

○ 日時 令和 5 年 10 月 30 日（月） 14:00～15:30

○ 場所 オンライン開催

○ 出席者（50 音順、敬称略）

主査：新保幸男

委員：石井夏生利、倉石哲也、西内啓、能島裕介、山野則子

○ 議題

1. 支援への接続についてのヒアリング等調査結果のご報告と議論
2. 本会議における方針について

○ 議事概要

1. 支援への接続についてのヒアリング等調査結果のご報告と議論

支援への接続におけるヒアリング調査結果について、自由討議が行われた。主な内容は以下の通り。

- ・ NPO 等民間団体に個人情報の運用ルールを課している地方公共団体は存在し、委託契約、協定契約を NPO 等民間団体と地方公共団体が締結している場合には、個人情報取り扱いについて、契約に沿った対応をすることとなっている。一方、自主事業として子どもへの支援を行う NPO 等民間団体へ支援を接続する際は、個人情報を取り扱う上での注意点等を説明するが、個人情報の取り扱いについて強制力を持たせることは困難な印象を受ける。
- ・ 協定契約において、個人情報取り扱いの観点で委託契約と異なる点については、委託契約は、地方公共団体から取得した情報は委託事業内のみ利用可能であるが、協定契約も結んでいる場合、委託契約にて取得した子どもの情報を当該子どもを自主事業の取組につないで支援する際にも利用可能となる点にある。その他、地方公共団体の場合は、協定の内容によって異なる。
- ・ 複数の地方公共団体から支援対象者のリスク判定の属人化といった同様の課題が挙げられていた。また学校ごとに校長の考え方が異なるため、一律のリスク判定ができていない等の課題が生じている。
- ・ データの取り扱いというよりも、データを取り扱う人的資源の課題が多く見られた。学校等

を巻き込めていないことや、データ分析の属人化は多くの地方公共団体が抱える課題であるとする。データ分析に理解がある担当がいれば本事業は推進できるが、その担当がいなくなると事業が中断してしまうリスクがある。

- ・ 情報連携のパターンについて明確化していただきたい。民間団体から地方公共団体に情報を提供するとなると、個人情報の第三者提供の問題が発生する。提供する契約が存在したとしても、提供する根拠が示されていないことも考えられる。また、事前同意の原則に従い、信頼関係や契約関係があるからといって許容されるわけでないとする。
- ・ 個人情報保護法上、個人情報については、データベース上での管理が必要であるため、適切な管理を行えていない可能性がある。個人情報保護法と NPO 等民間団体の支援現場の現状のバランスを取っていく必要があると思うため、事前に個人情報保護委員会に相談するのがよいとする。
- ・ 個人情報保護法が施行された際、個人情報保護事業者として登録する障壁が高く、事業者登録したくないという声があったことから、今回も同様の動きにならないか懸念している。個人情報管理のデータベースを構築しないことで安全措置に問題があるとする。ガイドラインに留意点として記載する必要があるとする。
- ・ 契約を結び、定期的に適切な業務がされていることを確認したとしても問題が生じる場合があることを想定し、迅速に問題を共有し、問題によって個人情報保護委員会に報告するフローを整備する必要がある。
- ・ 地方公共団体が本事業に取り組みやすくするために、実施すべき事項を取りまとめたチェックリストを用意することもご検討いただきたい。また、本事業に取り組む地方公共団体に対して、予算的なインセンティブを用意する等の施策も検討していくべきであるとする。
- ・ 地方公共団体が、個人情報の保護に配慮し、民間団体と協力しながらこども支援をしていくことが重要であるとする。民間団体との連携方法については、要対協の取組を活用していくのがよいとする。
- ・ 個人情報提供のために、本人同意を取得することはとても困難な印象を受けるため、どのように本人同意を取得していくのかを具体的に示していくことが重要である。

## 2. 本会議における方針について

本会議の議論内容に対する方針について説明が行われた。内容は以下の通り。

- ・ 本会議における議論内容については、主査に一任することとし、事務局にて詳細を検討する。

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com) をご覧ください。

### EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは [ey.com/ja\\_jp/consulting](https://ey.com/ja_jp/consulting) をご覧ください。

### 免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、こども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたこどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきこども家庭庁の便益のためのみに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。